

令和 7 年国勢調査実施計画 (案)

第 1 調査の目的

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

第 2 法的根拠

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施する。
また、国勢調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める、国勢調査令（昭和55年政令第98号）、国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）及び国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）に基づく。

第 3 調査の時期

1 調査の基準時

調査は、令和 7 年10月 1 日午前零時現在によって行う。

2 実地調査の期間

調査は上記 1 に掲げる日時を基準として、下記の日程で行うこととする。

(調査員)

- 担当調査区の確認 : 9月17日（水）～9月19日（金）
- オンライン調査回答用 I D 及び調査票（紙）等の配布 : 9月20日（土）～9月30日（火）

(世帯)

- オンライン回答期間 : 9月20日（土）～10月 8 日（水）
- 調査票（紙）の回答期間 : 10月 1 日（水）～10月 8 日（水）

(調査員)

- 調査票（紙）の当初回収期間 : 10月 1 日（水）～10月 8 日（水）
- 調査票の提出状況の確認 : 10月 9 日（火）～10月16日（木）
- 調査票（紙）の未提出回収期間 : 10月17日（金）～10月27日（月）
- 調査票（紙）の督促回収期間 : 10月17日（金）～10月27日（月）

第 4 調査の対象

1 調査の地域

調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行う。

- (1) 歯舞諸島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

2 調査の範囲

(1) 調査の対象

調査の対象は、調査時において、我が国に常住する期間が引き続き3月以上に渡ることとなる者とする。

ただし、次の者は調査の対象としない。

- ア 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）
- イ 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

(2) 調査の場所（人口の帰属）

常住する場所で調査することとしている。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所で調査する。

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- イ 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者は、その病院又は診療所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅
- ウ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有する者は、その生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
- エ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- オ 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院

第5 調査事項及び調査票

1 調査事項

調査票により、次の項目を調査する。

(1) 世帯員に関する事項

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (ア) 氏名 | (ク) 5年前の住居の所在地 |
| (イ) 男女の別 | (ケ) 就業状態 |
| (ウ) 出生の年月 | (コ) 所属の事業所の名称及び事業の種類 |
| (エ) 世帯主との続柄 | (サ) 仕事の種類（職業） |
| (オ) 配偶の関係 | (シ) 従業上の地位 |
| (カ) 国籍 | (ス) 従業地又は通学地 |
| (キ) 現在の住居における居住期間 | |

(2) 世帯に関する事項

(ア) 世帯の種類

(ウ) 住居の種類

(イ) 世帯員の数

(エ) 住宅の建て方

2 調査票

基本となる調査票はA4判変形・両面記入様式の光学文字認識（OCR）帳票で、1枚に4名まで記入できる設計とする（調査票様式は別紙1を参照）。

また、オンライン調査のための電子調査票はHTML形式とし、世帯人員19名までの一般世帯がパソコン、スマートフォン及びタブレット端末から回答できる設計とする。

なお、基本となるOCR調査票や電子調査票を補完するため、高齢者や外国人などができるだけ記入しやすくするための補助用調査票として『拡大文字調査票』、『点字調査票』、『外国語調査票』（27言語）及びExcel調査票を用意する。

第6 調査の方法

1 調査区の設定

調査の実施に先立ち、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令に基づき、令和6年10月1日現在で令和7年国勢調査調査区を設定する。調査区は、原則として1つの調査区におおむね50世帯が含まれるように構成するものとする。

2 調査の流れ

調査は、総務省—都道府県—市町村—国勢調査指導員（以下「指導員」という。）—国勢調査員（以下「調査員」という。）の流れにより行う。

ただし、マンション等の共同住宅や社会福祉施設等において、調査票の配布・回収等の調査員事務を特定の事業者が業務委託した方が効率的に調査を実施できる調査区においては、調査員事務を市町村が当該事業者へ委託して実施することができるものとする。

3 関係者の役割

(1) 都道府県

都道府県は、市町村事務打合せ会の開催、調査の実施状況の把握、広報及び協力依頼による環境整備、調査書類の審査、『都道府県要計表』の作成等の事務を行う。

(2) 市町村

市町村は、指導員及び調査員の選考・配置、指導員及び調査員の事務打合せ会の開催、指導員及び調査員への調査実施上の指導、オンライン回答世帯及び郵送提出等世帯の把握と調査員への伝達、調査書類の審査、『市町村要計表』の作成等の事務を行う。

また、調査事務を委託した事業者に係る調査実施上の指導を行う。

(3) 指導員及び調査員

指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。

指導員は、調査員に対する指導、オンライン回答世帯及び郵送提出等世帯の伝達、調査票等の検査を行い、調査員は、担当調査区内にある世帯についての調査を行う。

(4) 調査員事務を受託した事業者

調査員事務を受託した事業者は、担当調査区内にある世帯についての調査を行う。

4 調査の方法

(1) 基本的な方法

調査は、オンライン回答の期間を、調査員提出・郵送提出の期間に先行して設定する方法により実施する。

ア オンライン調査回答用ID及び調査票の配布

調査員又は民間事業者（以下「調査員等」という。）は、オンライン調査回答用ID及び調査票を世帯に配布する。

イ 世帯の回答方法

世帯は、所定の期間において調査票による回答に先行して、国勢調査専用のオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）にアクセスし回答することができる。また、10月1日以降は、オンラインシステムのほか、郵送により提出又は調査員へ提出する方法のいずれかを選択し、回答する。

ウ 調査票の収集

調査員等が世帯から調査票を収集するほか、郵送により世帯から調査票を収集する。

また、世帯がオンラインシステムを利用して回答する場合には、市町村職員がオンラインシステムから当該市町村内にある世帯に係る報告を求める事項を入手する。

なお、世帯から調査票の収集ができない場合には、調査員等が、関係者の協力を得て、聞き取り調査を行い、報告を求める事項の一部を入手する。

※ 世帯は、調査員に調査票を提出する場合は、調査員にそのまま提出する方法、封入して調査員に提出する方法のいずれかを選択することができる。

(2) 特別な地域における方法

自衛隊地域、矯正施設地域、学生寮・独身寮のある地域、外国人居住者の多い地域や、旅館・ホテルの長期滞在者、夜間又は24時間営業の店舗（インターネットカフェなど）に寝泊まりする住居不定者等については、それぞれの特性に応じた方法によって調査を行う。

5 報告の方法

報告は、世帯主（世帯の代表者を含む）又は世帯員が調査票に記入し、調査員等の質問に答え、調査票を調査員等又は総務省に提出することにより行う。

第7 結果の集計及び公表

1 結果の集計

集計は、総務省において別紙2に示す区分により行う。

なお、独立行政法人統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計については、同センターが当該業務を行う。

2 結果の公表

(1) 公表方法及び公表時期

調査結果の第一報は、翌年5月までに、「人口速報集計」として公表する。その後、別紙2の集計区分に応じ、順次、結果表をインターネットで利用する方法等により公表する。

(2) 人口・世帯数の官報公示

「人口速報集計」による全国・都道府県・市町村別の人口総数については、翌年5月までに、「人口等基本集計」による全国・都道府県・市町村別の人口総数及び世帯数（確定人口及び世帯数）については翌年9月までに、それぞれ官報に公示する。

第8 調査書類の保存

調査書類の保存期間と保存責任者は、次のとおりとする。

なお、保存期間を過ぎた調査書類は、他に漏れないように廃棄する。

調査書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年間	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く）が転写されている電磁的記録	永年	同上
調査世帯一覧	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長
調査区要図	同上	同上
市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長
都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事
結果原表又は結果原表が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長

この調査票は機械にかかけますので汚さないでください

<p>令和 年9月24日から12月30日までの1週間に仕事をしましたか</p> <p>・仕事とは 収入を伴う仕事をいい 自家営業（農業や店の仕事など）の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます</p> <p>・通学には 予備校・専門学校などに通っている場合も含めます</p> <p>・幼稚園又は保育所などに通っている場合はその他に記入してください</p>	<p>1</p> <p>主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んでいた人</p> <p>仕事を休んでいない人</p> <p>家事</p> <p>通学</p> <p>その他（幼児や高齢など）</p>	<p>2</p> <p>主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んでいた人</p> <p>仕事を休んでいない人</p> <p>家事</p> <p>通学</p> <p>その他（幼児や高齢など）</p>	<p>3</p> <p>主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んでいた人</p> <p>仕事を休んでいない人</p> <p>家事</p> <p>通学</p> <p>その他（幼児や高齢など）</p>	<p>4</p> <p>主に仕事 家事などのほか仕事 通学のかたわら仕事 少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んでいた人</p> <p>仕事を休んでいない人</p> <p>家事</p> <p>通学</p> <p>その他（幼児や高齢など）</p>
<p>13 従業地又は通学地</p> <p>・仕事も通学もしている人は 仕事を している場所について記入して ください</p> <p>・同じ市内の他の区に通勤・通学 している場合は 他の区・市町村 に記入してください</p> <p>・他の区・市町村の場合は 都道府県・市区町村名も 書いてください (東京都区部と政令指定都市) の場合は区名まで</p>	<p>12欄で仕事を休んでいたに記入した人は13～16欄にその休んでいた仕事について記入してください</p> <p>自宅（住み込みを含む） 同じ区・市町村 他の区・市町村</p> <p>（通勤・通学の場所）を左づめで記入</p> <p>都道府県 市郡 区町村</p>			
<p>14 勤めか 自営かの別</p> <p>・労働者派遣事業所の派遣社員 とは 労働者派遣法に基づいて 派遣されている人をいいます</p> <p>・パート・アルバイト・その他には 契約社員 嘱託なども含めます</p> <p>・自営業主とは 個人で事業を経営 している人（農家などを含む）や 自由業の人をいいます</p>	<p>12欄で通学に記入した人は14～16欄には記入の必要はありません</p> <p>雇われている人</p> <p>正規の職員・従業員</p> <p>労働者派遣事業所の派遣社員</p> <p>パート・アルバイト・その他</p> <p>会社などの役員</p> <p>自営業主</p> <p>雇人あり</p> <p>雇人なし</p> <p>家族従業者</p> <p>家庭内の賃仕事（内職）</p>			
<p>15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容</p> <p>・仕事をしている事業所 (本社 支店 営業所 工場 商店など)の名称 を書いてください (官公庁は課名まで)</p> <p>・その事業所で主に営まれて いる事業の内容をくわしく 書いてください</p> <p>・労働者派遣事業所の派遣 社員は 派遣先(実際に 仕事をしている事業所) について書いてください</p>	<p>15欄と16欄は「調査票の記入のしかた」の10～15ページの書き方の例を参考にしてくわしく書いてください</p>			
<p>16 本人の仕事の内容</p> <p>・本人が実際にしている主な仕事 の内容をくわしく書いてください</p>				

令和7年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集計区分		集計内容	産業分類	職業分類	集計対象	表章地域	全国結果の公表予定 ()は前回公表実績	結果の公表及び提供の方法
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供	—	—	全数	全国、都道府県、市区町村	令和8年5月まで (令和3年6月25日)	インターネットを利用する方法等によって公表。 人口は公表日に官報に公示。
	人口等基本集計	人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯、母子・父子世帯、親子の同居等に関する結果	—	—	全数	全国、都道府県、市区町村	令和8年9月まで (令和3年11月30日)	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おつて、報告書を刊行。 人口等基本集計の人口及び世帯数(確定人口・世帯数)は公表後に官報に公示。
基本集計	就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国、都道府県、市区町村	令和9年3月まで (令和4年5月27日)	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おつて、報告書を刊行。
	抽出詳細集計	就業者の産業・職業小分類別構成等に関する詳細な結果	小分類	小分類	抽出	全国、都道府県、市区町村	令和9年11月まで (令和4年12月27日)	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おつて、報告書を刊行。
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国、都道府県、市区町村	令和9年5月まで (令和4年7月22日)	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おつて、報告書を刊行。
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	—	—	全数	全国、都道府県、市区町村	令和8年12月まで (令和4年2月28日)	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おつて、報告書を刊行。
	移動人口の就業状態等集計	移動人口の労働力状態、産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国、都道府県、市区町村	令和9年6月まで (令和4年8月31日)	
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な事項の結果	—	—	全数	町丁・字等、基本単位区、地域メッシュ	該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を施した上で、速やかに公表。	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。
	就業状態等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する基本的な事項の結果	大分類	大分類				
	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	—	—				
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果	—	—				

1) 「産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。

2) 「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。